

令和 7 年江南市議会 6 月定例会議案目録

令和 7 年 6 月 5 日

議案第 56 号	人権擁護委員の推薦について	P	3
議案第 57 号	江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	P	9
議案第 58 号	江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	P	15
議案第 59 号	江南市市税条例等の一部改正について	P	23
議案第 60 号	江南市国民健康保険税条例の一部改正について	P	47
議案第 61 号	江南市立学校給食センター設置条例の一部改正について	P	53
議案第 62 号	(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(建築)工事請負契約の変更について	P	56
議案第 63 号	(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(電気設備)工事請負契約の変更について	P	58
議案第 64 号	(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(管)工事請負契約の変更について	P	60
議案第 65 号	令和 7 年度江南市一般会計補正予算(第 3 号)	P	63
議案第 66 号	令和 7 年度江南市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	P	95
議案第 67 号	令和 7 年度江南市水道事業会計補正予算(第 2 号)	P	103
議案第 68 号	令和 7 年度江南市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	P	113
報告第 6 号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	132

報 告 第 7 号	令和6年度江南市一般会計継続費繰越計算書について	P	135
報 告 第 8 号	令和6年度江南市下水道事業会計継続費繰越計算書について	P	138
報 告 第 9 号	令和6年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P	141
報 告 第 1 0 号	令和6年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書について	P	146
報 告 第 1 1 号	令和7年度江南市土地開発公社の経営状況について	P	148

令和 7 年議案第 5 6 号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 長尾 恵利世

生年月日

住 所

氏 名 沢田 富美夫

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 葛西直示氏が令和 7 年 5 月 3 1 日辞任し、沢田富美夫氏が令和 7 年 9 月 3 0 日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

長 尾 恵 利 世 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

沢 田 富 美 夫 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 名 簿

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	沢田富美夫		自令和 4年10月 1日 至令和 7年 9月30日
	柴田 広美		自令和 5年 4月 1日 至令和 8年 3月31日
	大池 健弘		自令和 5年10月 1日 至令和 8年 9月30日
	高田 愛子		自令和 6年 4月 1日 至令和 9年 3月31日
	仙田 桂		自令和 6年10月 1日 至令和 9年 9月30日
	佐口多寿枝		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	武馬 健之		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	河原 佳子		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	伊藤 早苗		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日

	葛西 直示		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
--	-------	--	------------------------------

(参 考)

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 及び 5 （略）

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7 及び 8 （略）

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和 7 年議案第 5 7 号

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化等を図るため、改正する必要があるからであります。

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、江南市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）江南市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するため

の措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(参 考)

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新
旧対照表

新	旧
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第17条の2 任命権者は、江南市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。))に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3 (略)

新	旧
(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>江南市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員</u>	

新	旧
<u>の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員</u> <u>の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の4</u> (略)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の3</u> (略)

令和 7 年議案第 5 8 号

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、部分休業の多様化を図るため、改正する必要があるからであります。

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第３項」を「第１９条第６項」に、「及び第２項」を「から第３項まで及び第５項」に改める。

第２１条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第２２条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号。以下「勤務時間条例」という。）第２条から第５条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項中「勤務時間条例第１４条」を「江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号。以下「勤務時間条例」という。）第１４条」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第２２条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２２条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- （１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- （２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２２条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１

日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２２条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分

（２）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２２条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２３条中「職員が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加える。

第２４条中「第１４条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の江南市職員の育児休業等に関する条例第２２条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

(参 考)

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項<u>から第3項まで及び第5項</u>並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項<u>及び第2項</u>並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第21条 同左 (1) (略) (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(<u>以下「定年前再任用短時間勤務職員等」と</u>

新	旧
(<u>第1号部分休業</u>の承認) 第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 <u>江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超え	<u>いう。）を除く。）</u> (<u>部分休業</u>の承認) 第22条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 <u>勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範

新	旧
ない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u>	围内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。
<u>第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号</u> <u>に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定め</u>	

新	旧
<u>る1年の期間)</u> <u>第22条の3 育児休業法第19条第2項の条</u> <u>例で定める1年の期間は、毎年4月1日から</u> <u>翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院</u> <u>規則で定める時間を基準として条例で</u> <u>定める時間)</u> <u>第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号</u> <u>の人事院規則で定める時間を基準とし</u> <u>て条例で定める時間は、次の各号に掲げ</u> <u>る職員の区分に応じ、当該各号に定める</u> <u>時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30</u> <u>分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤</u> <u>務日1日当たりの勤務時間数に10を乗</u> <u>じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定め</u> <u>る特別の事情)</u> <u>第22条の5 育児休業法第19条第3項の条</u> <u>例で定める特別の事情は、配偶者が負傷</u> <u>又は疾病により入院したこと、配偶者と</u> <u>別居したことその他の同条第2項の規定</u> <u>による申出時に予測することができなか</u> <u>った事実が生じたことにより同条第3項</u> <u>の規定による変更(以下「第3項変更」と</u> <u>いう。)をしなければ同項の職員の小学校</u> <u>就学の始期に達するまでの子の養育に著</u> <u>しい支障が生じると任命権者が認める事</u> <u>情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱	(部分休業をしている職員の給与の取扱

新	旧
い) 第23条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	い) 第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>

令和 7 年議案第 5 9 号

江南市市税条例等の一部改正について

江南市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）等の一部改正に伴い、市民税の申告における特定親族特別控除の創設及び軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し等について、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）

（江南市市税条例の一部改正）

第1条 江南市市税条例（昭和30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第20条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第33条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第35条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第35条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第75条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額 2,000円

第80条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第75条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第81条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第8条の2第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第8条の3中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第14条の3を附則第14条の2の6とし、同条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第14条の3 令和8年4月1日以後に第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第84条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）

に係る第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第84条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たば

ことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第17条の3中「第34項まで、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

(江南市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 江南市市税条例の一部を改正する条例(令和6年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項第3号の改正規定及び同項第5号の改正規定を次のように改める。

第33条の7第1項第3号中「第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭」を「第78条第2項第4号に掲げる寄附金」に改め、「又は県教育委員会」を削り、「もの」を「当該公益信託に係る信託事務に関連するもの」に改め、同項第5号中「及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改める。

附則第2条の2の3を削る改正規定を次のように改める。

附則第2条の2の3中「第10項まで及び第11項(同条第12項)を「第12項まで及び第13項(同条第14項)に、「同条第6項から第11項まで」を「同条第6項から第13項まで」に、「法人を」を「者を」に、「令附則第3条の2の3」を「法施行令」に、「同法第40条第6項から第11項まで」を「同条第6項から第13項まで」に改める。

附則第1条第2号中「を削る」を「の」に改める。

附則第2条中「(第3号)の次に「及び第5号」を加え、「寄附金」とあるのは、」を「寄附金のうち、県知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの」とあるのは」に改め、「含む。)」の次に「のうち、県知事又は県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの」と、同項第5号中「寄附金及び」とあるのは「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)及び」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中江南市市税条例第33条の2、第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 第1条中江南市市税条例附則第14条の3を同条例附則第14条の2の6とし、同条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第1条中江南市市税条例第20条及び第20条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の江南市市税条例（以下「新条例」という。）第20条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の江南市市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第

1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和6年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第75条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、江南市市税条例第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）江南市市税条例第86条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第14条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(参 考)

江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

江南市市税条例（第1条関係）

新	旧
（公示送達） 第20条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により<u>不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を江南市公告式条例(昭和29年条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> （納税証明事項） 第20条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除） 第33条の2 所得割の納税義務者が法第	（公示送達） 第20条 法第20条の2の規定による公示送達は、江南市公告式条例(昭和29年条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> （納税証明事項） 第20条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除） 第33条の2 所得割の納税義務者が法第

新	旧
314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控	314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控

新	旧
除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。	除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)</u>及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。
2～9 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養	2～9 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養

新	旧
親族等申告書) 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同	親族等申告書) 第35条の3の2 同左 (1) 及び(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同

新	旧
じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (種別割の税率) 第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット	じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (種別割の税率) 第75条 (略) (1) 同左 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット

新	旧
以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円	以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円
イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円
ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円	
エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円	ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円
オ (略)	エ (略)
(2)及び(3) (略)	(2)及び(3) (略)
(種別割の減免)	(種別割の減免)
第80条 (略)	第80条 (略)
2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。	2 同左
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第75条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及	(5) 原動機の総排気量又は定格出力

新	旧
<u>び最高出力)</u> (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第81条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで生活をする者に限る。)</u>を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する</u>	(6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第81条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで生活をする者に限る。)</u>を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減</u>

新	旧
<u>特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u> (1)～(4) (略) (5) 運転免許証又は<u>道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> (6) (略) <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の2 (略) 2～15 (略) 16 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証の番号、交付年月及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の2 (略) 2～15 (略) 16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

新	旧
17 法附則第15条第40項に規定する条例 で定める割合は、3分の1とする。	17 法附則第15条第41項に規定する条例 で定める割合は、3分の1とする。
18 法附則第15条第41項に規定する条例 で定める割合は、4分の3とする。	18 法附則第15条第42項に規定する条例 で定める割合は、4分の3とする。
19及び20 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ き申告)	19及び20 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ き申告)
第8条の3 (略)	第8条の3 (略)
2～11 (略)	2～11 (略)
12 <u>市長は、法附則第15条の9の3第1項に 規定する特定マンションに係る区分所 有に係る家屋については、前項の申告書 の提出がなかった場合においても、マン ションの管理の適正化の推進に関する 法律(平成12年法律第149号)第5条の2第 1項に規定する管理組合の管理者等から 法附則第15条の9の3第2項に規定する期 間内に施行規則附則第7条第17項各号に 掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特 定マンションが法附則第15条の9の3第1 項に規定する要件に該当すると認めら れるときは、前項の規定にかかわらず、 同条第1項の規定を適用することができ る。</u>	
13 (略)	12 (略)
14 (略) (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特 例)	13 (略) (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特 例)
第14条の2の6 (略) <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標</u>	第14条の3 (略)

新	旧
<u>準の特例)</u> <u>第14条の3 令和8年4月1日以後に第84条</u> <u>の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡</u> <u>し若しくは消費等(次項において「売渡</u> <u>し等」という。)</u><u>が行われた加熱式たばこ</u> <u>(第84条第1号オに掲げる加熱式たばこ</u> <u>をいい、第85条の2の規定により製造た</u> <u>ばことみなされるものを含む。以下この</u> <u>条において同じ。)</u><u>に係る第86条第1項の</u> <u>製造たばこの本数は、同条第3項の規定</u> <u>にかかわらず、当分の間、次の各号に掲</u> <u>げる区分に応じ、当該各号に定める方法</u> <u>により換算した紙巻たばこ(第84条第1</u> <u>号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下こ</u> <u>の項及び次項において同じ。)</u><u>の本数に</u> <u>よるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第</u> <u>2号に規定する葉たばこをいう。)</u><u>を</u> <u>原料の全部又は一部としたものを</u> <u>紙その他これに類する材料のもの</u> <u>で巻いた加熱式たばこ(当該葉たば</u> <u>こを原料の全部又は一部としたも</u> <u>のを施行規則附則第8条の4の2に規</u> <u>定するところにより直接加熱する</u> <u>ことによって喫煙の用に供される</u> <u>ものに限る。)</u><u> 当該加熱式たばこ</u> <u>の重量(フィルターその他の施行規</u> <u>則附則第8条の4の3に規定するもの</u> <u>に係る部分の重量を除く。以下この</u> <u>項から第3項までにおいて同じ。)</u><u>の</u> <u>0.35グラムをもって紙巻たばこの1</u>	

新	旧
<u>本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>	

新	旧
<u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)</u>のうち、次に掲げるものについては、<u>同号ただし書の規定は、適用しない。</u> (1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)</u>と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの 第17条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	第17条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

江南市市税条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<u>第33条の7第1項第3号中「第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭」</u>を「第78条第2項第4号に掲げる寄附金」に改め、「又は県教育委員会」を削り、「もの」を「当該公益信託に係る信託事務に関連するもの」に改め、同項第5号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改める。 <u>附則第2条の2の3中「第10項まで及び第11項（同条第12項）を「第12項まで及び第13項（同条第14項）」に、「同条第6項から第11項まで」を「同条第6項から第13項まで」に、「法人を」を「者を」に、「令附則第3条の2の3」を「法施行令」に、「同法第40条第6項から第11項まで」を「同条第6項から第13項まで」に改める。</u> 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江南市市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) (略) (2) 第33条の7第1項の改正規定、附則第2条の2の3の改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の	<u>第33条の7第1項第3号を次のように改める。</u> (3) <u>所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、県知事又は県教育委員会に対するもの</u> <u>第33条の7第1項第5号中「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を削る。</u> <u>附則第2条の2の3を削る。</u> 附 則 (施行期日) 第1条 同左 (1) (略) (2) 第33条の7第1項の改正規定、附則第2条の2の3を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する

新	旧
翌年の1月1日 (市民税に関する経過措置) 第2条 所得税法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第8号)附則第3条第1項の 規定の適用がある場合における前条第2 号に掲げる規定による新条例第33条の7 第1項(第3号<u>及び第5号</u>に係る部分に限 る。)の規定の適用については、同項第3 号中「<u>寄附金のうち、県知事の所管に属 する公益信託の信託財産とするために 支出した当該公益信託に係る信託事務 に関連するもの</u>」とあるのは「寄附金(所 得税法等の一部を改正する法律(令和6 年法律第8号)附則第3条第1項の規定に よりなおその効力を有するものとされ る同法第1条の規定による改正前の所得 税法第78条第3項の規定により特定寄附 金とみなされるものを含む。)<u>のうち、県 知事又は県教育委員会の所管に属する 公益信託の信託財産とするために支出 したもの</u>」と、同項第5号中「<u>寄附金及び</u> <u>とあるのは「寄附金(所得税法等の一部 を改正する法律(令和6年法律第8号)附 則第3条第1項の規定によりなおその効 力を有するものとされる同法第1条の規 定による改正前の所得税法第78条第3項 の規定により特定寄附金とみなされる ものを含む。)</u>及び」とする。	年の翌年の1月1日 (市民税に関する経過措置) 第2条 所得税法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第8号)附則第3条第1項の 規定の適用がある場合における前条第2 号に掲げる規定による新条例第33条の7 第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定 の適用については、同項第3号中「<u>寄附 金</u>」とあるのは、「<u>寄附金(所得税法等の 一部を改正する法律(令和6年法律第8 号)附則第3条第1項の規定によりなおそ の効力を有するものとされる同法第1条 の規定による改正前の所得税法第78条 第3項の規定により特定寄附金とみなさ れるものを含む。)</u>」とする。

(参 考)

市税条例改正（案）の概要

1. 改正の目的

地方税法等の一部改正に伴い、市民税の申告における特定親族特別控除の創設及び軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し等について、所要の整備を図る必要があるからです。

2. 改正の概要

(1) 市県民税関係

①個人住民税における特定親族特別控除の創設に伴う改正

特定扶養親族に係る控除に関して、控除対象となる 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも段階的に控除を受けることができるように「特定親族特別控除」を追加するため必要な改正を行うもの。

【第 33 条の 2、第 35 条の 2、第 35 条の 3 の 2、第 35 条の 3 の 3 関連】

(参考) 特定親族特別控除額

	親族等の合計所得金額	控除額
扶養控除 (特定扶養親族)	58万円以下	45万円
特定親族特別控除	58万円超95万円以下	45万円
	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	3万円

(2) 軽自動車税関係

①標準税率区分の見直し

原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125 c c 以下かつ最高出力が 4.0 k W 以下のもの（以下「新基準原付」という。）に係る軽自動車税種別割の税率を 2, 0 0 0 円とし、新たに追加するもの。

【第 75 条】

（参考）原動機付自転車の区分見直しによる税率区分

現行		改正後		ナンバープレート
区分	税率(円)	区分	税率(円)	
総排気量50cc以下	2,000	総排気量50cc以下	2,000	白色
		新基準原付	2,000	白色
総排気量50cc超90cc以下	2,000	総排気量50cc超90cc以下	2,000	黄色
総排気量90cc超125cc以下	2,400	総排気量90cc超125cc以下	2,400	桃色

②身体障害者減免申請規定の改定

免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）の運用開始に伴い、身体障害者等に対する種別割の減免申請時における免許情報記録個人番号カードの提示義務等に係る規定を整備するもの。

【第80条、81条】

（3）固定資産税関係

①地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の見直し

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置について、管理組合等が申告できる規定を新たに追加するもの。

【附則第8条の3】

（4）たばこ税関係

①加熱式たばこの課税標準の特例の新設

現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとするもの。

【附則第14条の3】

（5）その他

①公示送達関係

インターネットによる公示送達の実施を可能にするために改正するもの。

【第20条】

令和 7 年議案第 6 0 号

江南市国民健康保険税条例の一部改正について

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険事業の健全な運営を図るための課税限度額の引上げ及び低所得者の負担を軽減するための軽減対象者の拡大について、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

江南市国民健康保険税条例（昭和31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第12条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>660,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>660,000円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>650,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>650,000円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>260,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>260,000円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>240,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>240,000円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>660,000円</u> を超える場合には、 <u>660,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げ	第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>650,000円</u> を超える場合には、 <u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げ

新	旧
る額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被	る額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被

新	旧
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>560,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ （略） 2及び3 （略）	保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ （略） 2及び3 （略）

(参 考)



令和7年2月20日

江南市長 澤田和延様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 古田嘉且



江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

令和7年2月19日付け6江保第336号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、2月19日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

江南市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

国は、近年の社会保障制度改革で、「負担能力に応じた負担」を掲げており、今般、厚生労働省からは、現在合計106万円の課税限度額を令和7年度においては109万円へと3万円引き上げる方針が示されたところである。

課税限度額の引き上げは、高所得層により多くの負担を求めることになるが、相当の高所得者であっても課税限度額までの負担となっている状況であることから、中間所得層の負担緩和を図ることを狙いとして、このたびの法定課税限度額の引き上げに準じて、医療給付費分に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げることは、適当であると思われる。

令和7年議案第61号

江南市立学校給食センター設置条例の一部改正について

江南市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市立南部学校給食センター及び江南市立北部学校給食センターを廃止し、新たに学校給食センターを設置するため、改正する必要があるからであります。

江南市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（案）

江南市立学校給食センター設置条例（昭和４７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（名称及び位置）

第２条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 江南市立学校給食センター

位置 江南市小杣町鴨ヶ池１０９番地

別表を削る。

附 則

この条例は、令和７年８月１日から施行する。

(参 考)

江南市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧										
<u>(名称及び位置)</u> <u>第2条 給食センターの名称及び位置は、</u> <u>次のとおりとする。</u> <u>名称 江南市立学校給食センター</u> <u>位置 江南市小杣町鴨ヶ池109番地</u>	<u>(名称及び位置)</u> <u>第2条 給食センターの名称及び位置は、</u> <u>別表に定めるところによる。</u> <u>別表(第2条関係)</u> <table><tr><th><u>名称</u></th><th><u>位置</u></th></tr><tr><td>江南市立南部学校</td><td>江南市木賀町大門59番</td></tr><tr><td><u>給食センター</u></td><td><u>地</u></td></tr><tr><td>江南市立北部学校</td><td>江南市高屋町清水32番</td></tr><tr><td><u>給食センター</u></td><td><u>地</u></td></tr></table>	<u>名称</u>	<u>位置</u>	江南市立南部学校	江南市木賀町大門59番	<u>給食センター</u>	<u>地</u>	江南市立北部学校	江南市高屋町清水32番	<u>給食センター</u>	<u>地</u>
<u>名称</u>	<u>位置</u>										
江南市立南部学校	江南市木賀町大門59番										
<u>給食センター</u>	<u>地</u>										
江南市立北部学校	江南市高屋町清水32番										
<u>給食センター</u>	<u>地</u>										

令和7年議案第62号

(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設（建築）工事請負契約の変更について

令和7年江南市議会4月臨時会において原案可決された議案第49号「(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設（建築）工事請負契約の締結について」中、契約金額を下記のとおり増額するので、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

記

1	変更前契約金額	金	1, 100, 000, 000円
2	変更金額の増額	金	5, 711, 200円
3	変更後契約金額	金	1, 105, 711, 200円

提案理由

この案を提出するのは、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づく労務単価等の変更により、契約金額を変更する必要があるからであります。

(参 考)



仮 変 更 契 約 書

- 1 工 事 名 (仮称)江南市多世代交流プラザ建設(建築)工事
- 2 工 事 場 所 江南市古知野町宮裏121番地
- 3 工 期 原 工 期 自 令 和 7 年 4 月 22 日
至 令 和 8 年 6 月 30 日
変 更 工 期 自 令 和 年 月 日
変更なし 至 令 和 年 月 日

- 4 変更による契約金額 金5,711,200 円 増 額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金519,200 円 増 額

上記の工事について、発注者江南市と受注者佐藤工業・昭和土建・波多野
特定建設工事共同企業体との間に別添条項により変更請負契約を締結し、信義
に従って誠実にこれを履行するものとする。

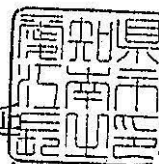
この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、発注者及び受注者
が記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、この変更契約書に定めるものを除き、令和7年4月21日付けの
契 約 書 による。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令 和 7 年 5 月 12 日

発注者 江南市
市 長 澤田 和延



受注者 佐藤工業・昭和土建・波多野
特定建設工事共同企業体

代表構成員

名古屋市東区泉一丁目2番3号
佐藤工業株式会社名古屋支店
執行役員 支店長 増井義人

構 成 員

愛知県江南市古知野町本田島131番地
昭和建設株式会社江南支店
支店長 田 隆 伸
電話 0561-7201(代表)

構 成 員

愛知県江南市古知野町南234番地
株式会社波多野工務店
代表取締役 波多野智章

令和 7 年議案第 6 3 号

（仮称）江南市多世代交流プラザ建設（電気設備）工事請負契約の変更について

令和 7 年江南市議会 4 月臨時会において原案可決された議案第 5 0 号「（仮称）江南市多世代交流プラザ建設（電気設備）工事請負契約の締結について」中、契約金額を下記のとおり増額するので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

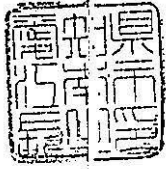
江南市長 澤田 和延

記

1	変更前契約金額	金	1 9 2, 2 8 0, 0 0 0 円
2	変更金額の増額	金	3, 0 9 6, 5 0 0 円
3	変更後契約金額	金	1 9 5, 3 7 6, 5 0 0 円

提案理由

この案を提出するのは、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づく労務単価等の変更により、契約金額を変更する必要があるからであります。



(参 考)

仮 変 更 契 約 書



1 工 事 名 (仮称)江南市多世代交流プラザ建設(電気設備)工事

2 工 事 場 所 江南市古知野町宮裏121番地

3 工 期 原 工 期 自 令 和 7 年 4 月 22 日

至 令 和 8 年 6 月 30 日

変 更 工 期 自 令 和 年 月 日

変更なし 至 令 和 年 月 日

4 変更による契約金額 金3,096,500 円 増 額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金281,500 円 増 額

上記の工事について、発注者江南市と受注者奥村電機株式会社との間に別添条項により変更請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

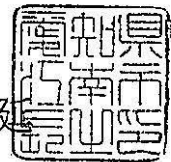
なお、この変更契約書に定めるものを除き、令和7年4月21日付けの契約書による。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年5月12日

発注者 江南市
市 長

澤田 和延



受注者

一宮市大宮3丁目5番25号
奥村電機株式会社
代表取締役 奥村 一彦



令和 7 年議案第 6 4 号

(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設 (管) 工事請負契約の変更について

令和 7 年江南市議会 4 月臨時会において原案可決された議案第 5 1 号「(仮称) 江南市多世代交流プラザ建設 (管) 工事請負契約の締結について」中、契約金額を下記のとおり増額するので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

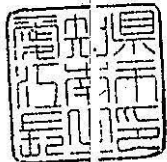
記

1	変更前契約金額	金	1 7 2, 7 0 0, 0 0 0 円
2	変更金額の増額	金	3, 2 6 2, 6 0 0 円
3	変更後契約金額	金	1 7 5, 9 6 2, 6 0 0 円

提案理由

この案を提出するのは、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づく労務単価等の変更により、契約金額を変更する必要があるからであります。

(参 考)



仮 変 更 契 約 書



- 1 工 事 名 (仮称)江南市多世代交流プラザ建設(管)工事
- 2 工 事 場 所 江南市古知野町宮裏121番地
- 3 工 期 原 工 期 自 令 和 7 年 4 月 22 日
至 令 和 8 年 6 月 30 日
変 更 工 期 自 令 和 年 月 日
変更なし 至 令 和 年 月 日
- 4 変更による契約金額 金3,262,600 円 増 額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金296,600 円 増 額

上記の工事について、発注者江南市と受注者株式会社ヤジマとの間に別添条項により変更請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、この変更契約書に定めるものを除き、令和7年4月21日付けの契約書による。

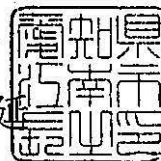
この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年5月12日

発注者 江南市
市 長

澤田

和延



受注者

愛知県江南市古知野町東261番地
株式会社ヤジマ
代表取締役



聡

令和7年度江南市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度江南市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,390,525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,793,237千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		千円 465,423	千円 △7,660	千円 457,763
	1 使 用 料	322,233	△7,660	314,573
15 国 庫 支 出 金		5,696,088	38,892	5,734,980
	2 国 庫 補 助 金	262,224	△5,112	257,112
	3 委 託 金	22,943	4,302	27,245
	4 国 庫 交 付 金	881,996	39,702	921,698
16 県 支 出 金		2,780,255	4,133	2,784,388
	2 県 補 助 金	770,504	2,828	773,332
	3 委 託 金	269,495	1,305	270,800
19 繰 入 金		2,676,497	107,560	2,784,057
	1 基 金 繰 入 金	2,675,492	107,560	2,783,052
21 諸 収 入		1,673,399	2,500	1,675,899
	5 雑 入	1,423,694	2,500	1,426,194
22 市 債		1,749,200	1,245,100	2,994,300
	1 市 債	1,749,200	1,245,100	2,994,300
歳 入 合 計		37,402,712	1,390,525	38,793,237

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,972,577	千円 4,595	千円 3,977,172
	1 総 務 管 理 費	3,019,405	3,360	3,022,765
	4 選 挙 費	47,116	1,235	48,351
3 民 生 費		18,858,646	37,247	18,895,893
	1 社 会 福 祉 費	9,495,466	36,554	9,532,020
	2 児 童 福 祉 費	7,867,141		7,867,141
	3 生 活 保 護 費	1,482,348	693	1,483,041
7 商 工 費		806,627	5,543	812,170
	1 商 工 費	806,627	5,543	812,170
8 土 木 費		2,380,661	48,357	2,429,018
	2 道 路 橋 り ょ う 費	513,004	50,000	563,004
	3 河 川 費	274,482		274,482
	4 都 市 計 画 費	757,302		757,302
	6 下 水 道 費	614,389	△1,643	612,746
9 消 防 費		1,325,905	5,885	1,331,790
	1 消 防 費	1,325,905	5,885	1,331,790
10 教 育 費		3,801,873	1,288,898	5,090,771
	1 教 育 総 務 費	494,118	70	494,188
	2 小 学 校 費	535,829	834,829	1,370,658
	3 中 学 校 費	309,348	453,764	763,112
	5 保 健 体 育 費	1,935,591	235	1,935,826
歳 出 合 計		37,402,712	1,390,525	38,793,237

第2表 地方債補正

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
空調設備整備事業（小学校）	834,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 （ただし、利 率見直し方 式で借入れ る政府資金 及び地方公 共団体金融 機構資金に ついて、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該利 率見直し後 の利率）	借入れの日から据置期間 を含めて 30 年以内償還。た だし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低 利に借換えすることができ る。
空調設備整備事業（中学校）	451,300			

[単位:千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法	限 度 額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
（仮称）多世代交流 プラザ整備事業	768,900	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 （ただし、利 率見直し方 式で借入れ る政府資金 及び地方公 共団体金融 機構資金に ついて、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該利 率見直し後の 利率）	借 入 れ の 日 か ら 据 置 期 間 を 含 め て 30 年 以 内 償 還 。 た だ し、市財政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、 又 は 繰 上 償 還 も し く は 低 利 に 借 換 え す る こ と が 可 能。	749,600	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
雨水貯留施設 整備事業	21,300				20,400			
道路改良事業	48,200				28,100			
計	1,749,200				2,994,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
14 使用料及び手数料	465,423	△7,660	457,763
15 国庫支出金	5,696,088	38,892	5,734,980
16 県支出金	2,780,255	4,133	2,784,388
19 繰入金	2,676,497	107,560	2,784,057
21 諸収入	1,673,399	2,500	1,675,899
22 市債	1,749,200	1,245,100	2,994,300
歳入合計	37,402,712	1,390,525	38,793,237

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総 務 費	3,972,577	4,595	3,977,172
3 民 生 費	18,858,646	37,247	18,895,893
7 商 工 費	806,627	5,543	812,170
8 土 木 費	2,380,661	48,357	2,429,018
9 消 防 費	1,325,905	5,885	1,331,790
10 教 育 費	3,801,873	1,288,898	5,090,771
歳 出 合 計	37,402,712	1,390,525	38,793,237

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 5,473	千円	千円 2,500	千円 △3,378
62,044	△19,300	△7,660	2,163
			5,543
△28,864	△21,000		98,221
4,302			1,583
70	1,285,400		3,428
43,025	1,245,100	△5,160	107,560

2 歳 入

1 4 款 使用料及び手数料

1 5 款 国庫支出金

科 目			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項	目			
14		使用料及び手数料	465,423	△7,660	457,763
	1	使用料	322,233	△7,660	314,573
		2 民生使用料	160,616	△7,660	152,956
15		国庫支出金	5,696,088	38,892	5,734,980
	2	国庫補助金	262,224	△5,112	257,112
		2 民生費国庫補助金	140,455	346	140,801
		4 土木費国庫補助金	52,991	△5,458	47,533
	3	委託金	22,943	4,302	27,245
		4 消防費委託金		4,302	4,302
	4	国庫交付金	881,996	39,702	921,698
		1 総務費交付金	15,108	4,238	19,346
		2 民生費交付金	670,366	57,870	728,236
		4 土木費交付金	62,927	△22,406	40,521

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
2 児 童 福 祉 使 用 料	△7,660	[こども未来課] 保育所保育料
3 生 活 保 護 費 補 助 金	346	[ふくし支援課] 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 693,000円×1/2
1 道 橋 り ょ う 路 補 助 費 金	△3,458	[土木課] 道路更新防災等対策事業費補助金
2 河 川 費 補 助 金	△2,000	[下水道課] 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金
1 消 防 費 委 託 金	4,302	[消防総務課] 消防団の力向上モデル事業費委託金 4,302,000円×10/10
1 総 務 管 理 費 交 付 金	4,238	[企画課] 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
1 児 童 福 祉 費 交 付 金	21,381	[こども未来課] 次世代育成支援対策施設整備交付金 41,119,000円×52%
3 社 会 福 祉 費 交 付 金	36,489	[介護保険課] 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 36,489,000円×10/10
2 都 市 計 画 費 交 付 金	△22,406	[都市整備課] 社会資本整備総合交付金（道路事業）

歳 入

1 6 款 県支出金
2 2 款 市債

1 9 款 繰入金

2 1 款 諸収入

科 目			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項	目			
16		県支出金	2,780,255	4,133	2,784,388
	2	県補助金	770,504	2,828	773,332
		2 民生費県補助金	607,491	3,828	611,319
		5 土木費県補助金	27,815	△1,000	26,815
	3	委託金	269,495	1,305	270,800
		1 総務費委託金	262,008	1,235	263,243
		5 教育費委託金	2,149	70	2,219
19		繰入金	2,676,497	107,560	2,784,057
	1	基金繰入金	2,675,492	107,560	2,783,052
		1 基金繰入金	2,675,492	107,560	2,783,052
21		諸収入	1,673,399	2,500	1,675,899
	5	雑入	1,423,694	2,500	1,426,194
		2 雑入	1,423,440	2,500	1,425,940
22		市債	1,749,200	1,245,100	2,994,300
	1	市債	1,749,200	1,245,100	2,994,300
		2 民生債	809,500	△19,300	790,200
		4 土木債	88,000	△21,000	67,000
		6 教育債	142,100	1,285,400	1,427,500

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
2 児 童 福 祉 費 金 補 助 金	3,828	[こども未来課] 第二子保育料無料化等事業費補助金
2 河 川 費 金 補 助 金	△1,000	[下水道課] 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金
3 選 挙 費 金 委 託 金	1,235	[総務課] 参議院議員通常選挙費委託金
1 教 育 総 務 費 金 委 託 金	70	[教育課] キャリアスクールプロジェクト事業委託金
1 基 金 繰 入 金	107,560	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金
11 雑 入	2,500	[企画課] コミュニティ助成事業助成金
2 児 童 福 祉 債	△19,300	[こども未来課] (仮称) 多世代交流プラザ整備事業債
2 河 川 債	△900	[下水道課] 雨水貯留施設整備事業債
3 都 市 計 画 債	△20,100	[都市整備課] 道路改良事業債
1 小 学 校 債	834,100	[教育課] 空調設備整備事業債 (小学校)

歳 入

２２款 市債

科 目			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項	目			
計			37,402,712	1,390,525	38,793,237

2 2 - 1 - 6 教育債 [単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
3 中 学 校 債	451,300	[教育課] 空調設備整備事業債（中学校）

3 歳 出

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 企 画 費	1,220,062	2,500	1,222,562	4,238		2,500	△4,238	18負担金、 補助及び 交 付 金	2,500
6 行 政 事 務 費	297,858	860	298,718				860	13使 用 料 及 賃 借 料	860
計	3,019,405	3,360	3,022,765	4,238		2,500	△3,378		

2-1-2 企画費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔地域団体支援事業〕 ・ 区長・町総代事業 18 負担金、補助及び交付金 コミュニティ助成事業交付金 2,500	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 そ 2,500千円 コミュニティ助成事業助成金 備品整備費助成 慈光堂区 2,500千円
〔政策決定支援事業〕 ・ S D G s 未来都市計画推進事業	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 国 4,238千円 新しい地方経済・生活環境創生交付金 （第2世代交付金）
〔公用車管理事業〕 ・ 公用車運行管理事業 13 使用料及び賃借料 テレビ受信料 860	

歳 出
2 款 総務費
4 項 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 選挙費	47,116	1,235	48,351	1,235				10需用費	884
								12委託料	351
計	47,116	1,235	48,351	1,235					

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 介護 保険費	1,424,988	36,554	1,461,542	36,489			65	18負担金、 補助及び 交付金	36,489
								27繰出金	65
計	9,495,466	36,554	9,532,020	36,489			65		

2-4-1 選挙費 [単位：千円]

説		明	
事		備	
業		考	
〔選挙管理執行事業〕 ・参議院議員通常選挙事業 10 需用費 消耗品費 ポスター掲示板 12 委託料 ポスター掲示場設置除去委託料		1,235 884 351	<特定財源> 県 1,235千円 参議院議員通常選挙費委託金 補正後43,062,000円ー補正前41,827,000円 ポスター掲示板 補正後4,546,000円ー補正前3,662,000円 ポスター掲示場設置除去委託料 補正後4,686,000円ー補正前4,335,000円

3-1-2 介護保険費 [単位：千円]

説		明	
事		備	
業		考	
〔介護保険財務事務事業〕 ・介護保険特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金 〔介護施設等整備費補助事業〕 18 負担金、補助及び交付金 認知症高齢者グループホーム等防 災改修費等補助金		65 36,489	事務費分 補正後116,790,000円ー補正前116,725,000円 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ <特定財源> 国 36,489千円 36,489,000円×10/10 目的 介護施設整備の支援 内容 事業者に対する整備費の補助

歳 出
3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 保 育 費	6,808,011		6,808,011	25,209	△19,300	△7,660	1,751		
計	7,867,141		7,867,141	25,209	△19,300	△7,660	1,751		

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔人件費等〕	（財源更正） 〈特定財源〉 県 3,828千円 第二子保育料無料化等事業費補助金 そ △7,660千円 保育所保育料
〔子育て支援施設整備等事業〕 ・児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 国 21,381千円 41,119,000円×52% 地 △19,300千円 補正後294,732,000円×90% ―補正前316,113,000円×90%

歳 出
3 款 民生費
3 項 生活保護費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,482,348	693	1,483,041	346			347	12委 託 料	693
計	1,482,348	693	1,483,041	346			347		

7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 企 業 誘 致 推 進 費	333,352	5,543	338,895				5,543	18負担金、 補助及び 交 付 金	5,543
計	806,627	5,543	812,170				5,543		

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔生活保護システム改修事業〕 12 委託料 システム改修委託料	693 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 346千円 693,000円×1/2 生活保護統計調査項目等の見直しに伴うシステム改修 補正後11,297,000円－補正前10,604,000円

7-1-2 企業誘致推進費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔企業誘致等推進事業〕 ・企業誘致等推進事業 18 負担金、補助及び交付金 中小企業再投資促進奨励金	5,543 ★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 補正後8,153,000円－補正前2,610,000円

歳 出
8 款 土木費
2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	513,004	50,000	563,004	△3,458			53,458	14工 事 請 負 費	50,000
計	513,004	50,000	563,004	△3,458			53,458		

8 款 土木費
3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河 川 費	274,482		274,482	△3,000	△900		3,900		
計	274,482		274,482	△3,000	△900		3,900		

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔道路施設長寿命化事業〕 〔道路側溝・舗装等整備事業〕 14 工事請負費 側溝・舗装等工事費	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★ 道路更新防災等対策事業 （財源更正） 〈特定財源〉 国 △3,458千円 補正後1,932,000円－補正前5,390,000円 補正後200,000,000円－補正前150,000,000円
50,000	

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔雨水貯留施設整備事業〕	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★ 特定都市河川浸水被害対策推進事業 （財源更正） 〈特定財源〉 国 △2,000千円 補正後91,000,000円×1/2 ー補正前95,000,000円×1/2 県 △1,000千円 補正後91,000,000円×1/4 ー補正前95,000,000円×1/4 地 △900千円 補正後（91,000,000円－68,250,000円）×90% ー補正前（95,000,000円－71,250,000円）×90%

歳 出
8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 都 市 整備費	372,296		372,296	△22,406	△20,100		42,506		
計	757,302		757,302	△22,406	△20,100		42,506		

8 款 土木費
6 項 下水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	614,389	△1,643	612,746				△1,643	27繰出金	△1,643
計	614,389	△1,643	612,746				△1,643		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔交通結節点整備事業（布袋駅東地区）〕 〔都市計画道路整備事業（木曽川古知野線）〕	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 社会資本整備総合交付金事業（道路事業） （財源更正） 〈特定財源〉 国 △12,447千円 補正後40,850,000円×5/10 ー補正前65,744,000円×5/10 地 △11,200千円 補正後（40,850,000円ー20,425,000円）×90% ー補正前（65,744,000円ー32,872,000円）×90% ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 社会資本整備総合交付金事業（道路事業） （財源更正） 〈特定財源〉 国 △9,959千円 補正後21,842,000円×5/10 ー補正前41,760,000円×5/10 地 △8,900千円 補正後（21,842,000円ー10,921,000円）×90% ー補正前（41,760,000円ー20,880,000円）×90%

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔下水道経営事業〕 △1,643 ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後612,746,000円ー補正前614,389,000円

歳 出
9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 消 防 総 務 費	457,343	5,885	463,228	4,302			1,583	12委 託 料	4,306
								13使 用 料 及 賃 借 料	1,579
計	1,325,905	5,885	1,331,790	4,302			1,583		

10 款 教育費
1 項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 教 育 支 援 費	256,657	70	256,727	70				12委 託 料	70
計	494,118	70	494,188	70					

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明	
業		考	
〔消防団運営事業〕 ・ 消防団運営事業（非常備） 12 委託料 アプリ導入委託料 アプリ保守委託料	4,306 4,302 4	〈特定財源〉 国 4,302千円 4,302,000円×10/10 消防団水利アプリの導入	
〔市有財産管理事業〕 ・ 消防庁舎等維持運営事業 13 使用料及び賃借料 テレビ受信料	475	補正後506,000円－補正前31,000円	
〔消防車両整備保全事業〕 ・ 消防車両整備保全事業（常備） 13 使用料及び賃借料 テレビ受信料	1,104		

10-1-1 教育支援費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
〔研究指定校調査研究事業〕 ・キャリアスクールプロジェクト事業（小学 校） 12 委託料 業務委託料	70	〈特定財源〉 県 70千円 キャリアスクールプロジェクト事業委託金 草井小学校	

歳 出
10款 教育費
2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	535,829	834,829	1,370,658		834,100		729	12委 託 料	14,311
								13使 用 料 及 賃 借 料	565
								14工 事 請 負 費	819,863
								18負担金、 補助及び 交 付 金	90
計	535,829	834,829	1,370,658		834,100		729		

10款 教育費
3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	309,348	453,764	763,112		451,300		2,464	12委 託 料	6,787
								13使 用 料 及 賃 借 料	282
								14工 事 請 負 費	444,609
								18負担金、 補助及び 交 付 金	2,086
計	309,348	453,764	763,112		451,300		2,464		

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔学校管理運営事業〕 ・学校管理運営事業 13 使用料及び賃借料 テレビ受信料 565	補正後676,000円－補正前111,000円
〔学校施設空調設備整備事業〕 12 委託料 工事監理委託料 14 工事請負費 体育館空調設備設置工事費 18 負担金、補助及び交付金 ガス管工事負担金 834,264 14,311 819,863 90	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 地 834,100千円 834,174,000円×100% 目的 教育環境の改善及び地域防災力の強化 内容 学校体育館空調設備の整備 小学校10校（工事）

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔学校管理運営事業〕 ・学校管理運営事業 13 使用料及び賃借料 テレビ受信料 282	補正後332,000円－補正前50,000円
〔学校施設空調設備整備事業〕 12 委託料 工事監理委託料 14 工事請負費 体育館空調設備設置工事費 18 負担金、補助及び交付金 ガス管工事負担金 453,482 6,787 444,609 2,086	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 地 451,300千円 451,396,000円×100% 目的 教育環境の改善及び地域防災力の強化 内容 学校体育館空調設備の整備 中学校5校（工事）

歳 出
10款 教育費
5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	235,475	235	235,710				235	1報酬	3,193
								4共済費	18
								8旅 費	110
								12委託料	△3,086
計	1,935,591	235	1,935,826				235		

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔都市公園等運動施設維持運営事業〕		
・ テニスコート維持運営事業		
1	報酬	3,193
	会計年度任用職員	
4	共済費	18
	労働保険料	
8	旅費	110
	費用弁償	
12	委託料	△3,086
	蘇南公園テニスコート管理委託料	

令和 7 年議案第 6 6 号

令和 7 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 65 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,098,951 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		千円 1,564,467	千円 65	千円 1,564,532
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,315,470	65	1,315,535
歳 入 合 計		9,098,886	65	9,098,951

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 116,725	千円 65	千円 116,790
	2 介護認定審査会費	78,190	65	78,255
歳 出 合 計		9,098,886	65	9,098,951

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
6 繰入金	千円 1,564,467	千円 65	千円 1,564,532
歳入合計	9,098,886	65	9,098,951

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 116,725	千円 65	千円 116,790
歳出合計	9,098,886	65	9,098,951

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 65	千円
		65	

2 歳 入

6 款 繰入金

科 目			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項	目			
6	繰入金		1,564,467	65	1,564,532
	1	一般会計繰入金	1,315,470	65	1,315,535
		5 その他一般会計繰入金	116,725	65	116,790
		計	9,098,886	65	9,098,951

3 歳 出

1 款 総務費 2 項 介護認定審査会費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介護認定 審査会費	78,190	65	78,255			65		13使 用 料 及 賃 借 料	65
計	78,190	65	78,255			65			

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
1 事 務 費 繰 入 金	65	[介護保険課] 事務費繰入金

1－2－1 介護認定審査会費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
〔介護認定事業〕 ・ 認定調査等事業 13 使用料及び賃借料 テレビ受信料	65 〈特定財源〉 そ 65千円 一般会計繰入金 補正後24,694,000円ー補正前24,629,000円

令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度江南市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,765,533 千円	2,168 千円	1,767,701 千円
第2項 営業外収益	212,487 千円	2,168 千円	214,655 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,489,312 千円	366 千円	1,489,678 千円
第1項 営業費用	1,465,271 千円	13 千円	1,465,284 千円
第2項 営業外費用	22,740 千円	△ 39 千円	22,701 千円
第3項 特別損失	301 千円	392 千円	693 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額655,245千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額679,126千円」に、「過年度分損益勘定留保資金457,170千円」を「過年度分損益勘定留保資金478,880千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,075千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,246千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	1,028,184 千円	23,881 千円	1,052,065 千円
第1項 建設改良費	919,039 千円	23,881 千円	942,920 千円

令和7年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収			1,765,533	2,168	1,767,701
	2 営業外収益		212,487	2,168	214,655
		5 消費税及び地方消費税還付金		2,168	2,168

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費			1,489,312	366	1,489,678
	1 営業費用		1,465,271	13	1,465,284
		2 配水及び給水費	167,253	13	167,266
	2 営業外費用		22,740	△ 39	22,701
		2 消費税及び地方消費税	39	△ 39	0
	3 特別損失		301	392	693
		2 過年度損益修正損	300	392	692

資本的収入及び支出

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			1,028,184	23,881	1,052,065
	1 建設改良費		919,039	23,881	942,920
		1 事務費	34,570	23,881	58,451

令和 7 年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	213,450
減価償却費	459,827
固定資産除却費	12,200
引当金の増減額（△は減少）	△ 1,849
長期前受金戻入額	△ 136,567
受取利息及び受取配当金	△ 806
支払利息	22,700
未収金の増減額（△は増加）	16,415
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,996
未払金の増減額（△は減少）	△ 4,318
小計	578,056
利息及び配当金の受取額	806
利息の支払額	△ 22,700
業務活動によるキャッシュ・フロー	556,162

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 884,972
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	177,812
補助金等による収入	67,880
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 639,278

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 107,145
財務活動によるキャッシュ・フロー	42,855

資金増加額（又は減少額）	△ 40,261
資金期首残高	1,000,310
資金期末残高	960,049

令和 7 年 度 江 南 市 水 道 事 業 予 定 貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 3 1 日)

[単位：千円]

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地	242,246	
	ロ 建物	363,634	
	減価償却累計額	△ 196,031	167,603
	ハ 構築物	22,778,000	
	減価償却累計額	△ 11,438,748	11,339,252
	ニ 機械及び装置	2,222,189	
	減価償却累計額	△ 1,641,737	580,452
	ホ 車両運搬具	14,008	
	減価償却累計額	△ 11,490	2,518
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,705	589
	ト 建設仮勘定	92,475	
	有形固定資産合計		12,425,135
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権	1,392	
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		12,426,527
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金	960,049	
	(2) 未収金	304,562	
	貸倒引当金	△ 500	304,062
	(3) 貯蔵品	598	
	流動資産合計		1,264,709
	資産合計		13,691,236

負債の部			
3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,622,174	
	企業債合計		1,622,174
	固定負債合計		1,622,174
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	108,652	
	企業債合計		108,652
	(2) 未払金		123,309
	(3) 引当金		
	賞与引当金	10,004	
	引当金合計		10,004
	(4) 預り金		1,665
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計		245,630
5	繰延収益		
	長期前受金		6,888,446
	長期前受金収益化累計額	△ 3,324,413	
	繰延収益合計		3,564,033
	負債合計		5,431,837
資本の部			
6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,914,826	
	資本金合計		7,117,019
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計		358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	784,094	
	利益剰余金合計		784,094
	剰余金合計		1,142,380
	資本合計		8,259,399
	負債資本合計		13,691,236

令和7年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1 款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,765,533	2,168	1,767,701		
	2	営業外収益	212,487	2,168	214,655		
		5 消費税及び地方消費税還付金		2,168	2,168	1 消費税及び地方消費税還付金	2,168

支出

1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,489,312	366	1,489,678		
	1	営業費用	1,465,271	13	1,465,284		
		2 配水及び給水費	167,253	13	167,266	15 通信運搬費	13
	2	営業外費用	22,740	△ 39	22,701		
		2 消費税及び地方消費税	39	△ 39	0	58 消費税及び地方消費税	△ 39
	3	特別損失	301	392	693		
		2 過年度損益修正損	300	392	692	47 過年度損益修正損	392

[単位：千円]

説	明
消費税及び地方消費税還付金	

1－1－2 配水及び給水費

[単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔配水管等維持管理事業〕 13 ・ 給配水管等維持管理事業 15 通信運搬費 テレビ受信料	
〔企業会計管理事業〕 △ 39 ・ 消費税等申告事業 58 消費税及び地方消費税	
〔水道料金賦課等事業〕 392 ・ 期間外損失事務 47 過年度損益修正損 テレビ受信料	

資本的収入及び支出

支出

1 款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的支出		1,028,184	23,881	1,052,065		
	1	建設改良費	919,039	23,881	942,920		
		1 事務費	34,570	23,881	58,451	17 委 託 料	23,881

説 明	
事 業	備 考
〔配水管布設・改良事業〕 23,881 ・配水管布設・改良管理事業 17 委託料 管網整備検討委託料	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★ 中般若町及び般若町地区

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度江南市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,249,796 千円	9,689 千円	1,259,485 千円
第1項 営 業 収 益	492,129 千円	△ 1,000 千円	491,129 千円
第2項 営 業 外 収 益	757,666 千円	10,689 千円	768,355 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,299,030 千円	0 千円	1,299,030 千円
第1項 営 業 費 用	1,114,739 千円	0 千円	1,114,739 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額318,281千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額317,629千円」に、「当年度分損益勘定留保資金226,783千円」を「当年度分損益勘定留保資金226,131千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,078,704 千円	△ 1,601 千円	2,077,103 千円
第1項 企 業 債	1,480,100 千円	114,400 千円	1,594,500 千円
第3項 負 担 金	70,691 千円	9 千円	70,700 千円
第5項 補 助 金	384,290 千円	△ 116,010 千円	268,280 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,396,985 千円	△ 2,253 千円	2,394,732 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,652,926 千円	△ 2,253 千円	1,650,673 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

[単位：千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業(大規模下水道管路特別重点調査事業)	6,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業(汚水)	381,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	387,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
公共下水道事業(雨水)	749,800				851,200			
計	1,480,100				1,594,500			

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「162,809千円」を「162,157千円」に改める。

令和7年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,249,796	9,689	1,259,485
	1 営業収益		492,129	△ 1,000	491,129
		2 他会計負担金	44,583	△ 1,000	43,583
	2 営業外収益		757,666	10,689	768,355
		2 他会計補助金	162,809	△ 652	162,157
		3 補助金	6,600	1,000	7,600
		5 消費税及び地方消費税還付金	96,458	10,341	106,799

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,299,030		1,299,030
	1 営業費用		1,114,739		1,114,739
		2 雨水施設費	18,601		18,601
		6 減価償却費	616,969		616,969

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入			2,078,704	△ 1,601	2,077,103
	1 企 業 債		1,480,100	114,400	1,594,500
		1 企 業 債	1,480,100	114,400	1,594,500
	3 負 担 金		70,691	9	70,700
		1 他 会 計 負 担 金	22,716	9	22,725
	5 補 助 金		384,290	△ 116,010	268,280
		1 国 庫 補 助 金	384,290	△ 116,010	268,280

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出			2,396,985	△ 2,253	2,394,732
	1 建設改良費		1,652,926	△ 2,253	1,650,673
		1 汚 水 管 き ょ 整 備 費	576,872	△ 13,242	563,630
		2 雨 水 施 設 整 備 費	1,021,790	10,989	1,032,779

令和 7 年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 140,633
減価償却費	616,969
引当金の増減額（△は減少）	64
長期前受金戻入額	△ 238,568
支払利息	183,241
未収金の増減額（△は増加）	△ 19,702
未払金の増減額（△は減少）	△ 5,783
小計	395,588
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 183,241
業務活動によるキャッシュ・フロー	212,347

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,100,429
無形固定資産の取得による支出	△ 25,643
補助金等による収入	304,482
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 821,590

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,594,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 743,059
他会計からの出資による収入	141,575
財務活動によるキャッシュ・フロー	993,016

資金増加額（又は減少額）	383,773
資金期首残高	393,188
資金期末残高	776,961

令和 7 年 度 江 南 市 下 水 道 事 業 予 定 貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 3 1 日)

[単位：千円]

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 構築物	21,445,696	
	減価償却累計額	<u>△ 2,993,857</u>	18,451,839
	ロ 機械及び装置	267,687	
	減価償却累計額	<u>△ 66,803</u>	200,884
	ハ 車両運搬具	1,036	
	減価償却累計額	<u>△ 984</u>	52
	ニ 工具器具及び備品	585	
	減価償却累計額	<u>△ 295</u>	290
	ホ 建設仮勘定		<u>2,371,851</u>
	有形固定資産合計		21,024,916
	(2) 無形固定資産		
	施設利用権		<u>1,645,632</u>
	無形固定資産合計		1,645,632
	(3) 投資その他資産		
	出資金		<u>563</u>
	投資その他資産合計		<u>563</u>
	固定資産合計		22,671,111
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金		776,961
	(2) 未収金	194,039	
	貸倒引当金	<u>△ 400</u>	<u>193,639</u>
	流動資産合計		<u>970,600</u>
	資産合計		<u><u>23,641,711</u></u>

負債の部			
3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	11,653,747	
	企業債合計		11,653,747
	固定負債合計		11,653,747
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	778,412	
	企業債合計		778,412
	(2) 未払金		922,651
	(3) 引当金		
	賞与引当金	6,887	
	引当金合計		6,887
	(4) その他流動負債		381
	流動負債合計		1,708,331
5	繰延収益		
	長期前受金		9,027,456
	長期前受金収益化累計額	△ 1,379,836	
	繰延収益合計		7,647,620
	負債合計		21,009,698
資本の部			
6	資本金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	926,929	
	資本金合計		3,083,385
7	剰余金		
	(1) 利益剰余金（△は欠損金）		
	当年度未処分利益剰余金	△ 451,372	
	利益剰余金合計		△ 451,372
	剰余金合計		△ 451,372
	資本合計		2,632,013
	負債資本合計		23,641,711

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
構築物	30～50年
機械及び装置	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
施設利用権	45年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金3,123千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,812,823千円である。

Ⅲ セグメント情報の開示

江南市下水道事業会計は、下水道事業のみを運営している単一セグメントのため、記載を省略している。

Ⅳ その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和7年度において、期末手当、勤勉手当として19,487千円を支給、及びこれに係る法定福利費として3,622千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として3,700千円、資本勘定支弁職員分として3,061千円を取り崩すこととする。

(2) 貸倒引当金

令和7年度において、債権の不納欠損による損失を200千円計上する見込みであるため、貸倒引当金200千円を取り崩すこととする。

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,249,796	9,689	1,259,485		
	1	営業収益	492,129	△ 1,000	491,129		
		2 他会計負担金	44,583	△ 1,000	43,583	1 他会計負担金	△ 1,000
	2	営業外収益	757,666	10,689	768,355		
		2 他会計補助金	162,809	△ 652	162,157	1 他会計補助金	△ 652
		3 補助金	6,600	1,000	7,600	1 国庫補助金	1,000
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	96,458	10,341	106,799	1 消費税及び 地方消費税 還付金	10,341

[単位:千円]

説	明
雨水処理負担金	
一般会計補助金	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	
雨水施設費交付金	
消費税及び地方消費税還付金	

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業費用		1,299,030		1,299,030		
	1 営業費用		1,114,739		1,114,739		
		2 雨水施設費	18,601		18,601		
		6 減価償却費	616,969		616,969		

説 明	
事 業	備 考
	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 以下、政策的事業
〔下水道台帳(雨水)整備事業〕 ・ 内水浸水想定区域図整備事業	(財源更正) 〈特定財源〉 国 1,000千円 補正後11,000,000円×1/2－補正前9,000,000円×1/2 そ △1,000千円 雨水処理負担金 補正後8,019,000円－補正前9,019,000円
〔下水道経営事業〕 ・ 企業会計経理事務	(財源更正) 〈特定財源〉 そ △652千円 一般会計補助金 補正後162,157,000円－補正前162,809,000円

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		2,078,704	△ 1,601	2,077,103		
	1	企業債	1,480,100	114,400	1,594,500		
		1 企業債	1,480,100	114,400	1,594,500	1 建設改良費の 為 の 企 業 債	114,400
	3	負担金	70,691	9	70,700		
		1 他会計負担金	22,716	9	22,725	1 他 会 計 負 担 金	9
	5	補助金	384,290	△ 116,010	268,280		
		1 国庫補助金	384,290	△ 116,010	268,280	1 汚 水 管 き ょ 整 備 費 交 付 金	△ 18,690
						2 雨 水 施 設 整 備 費 交 付 金	△ 101,400
						3 雨 水 施 設 整 備 費 補 助 金	4,080

[単位:千円]

説	明
公共下水道事業債(汚水)	6,100
公共下水道事業債(雨水)	101,400
公共下水道事業債(大規模下水道管路特別重点調査事業)	6,900
一般会計負担金(雨水)	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	
大規模下水道管路特別重点調査等事業費補助金 8,160,000円×1/2	

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的支出		2,396,985	△ 2,253	2,394,732		
	1	建設改良費	1,652,926	△ 2,253	1,650,673		
		1 汚水管きよ整備費	576,872	△ 13,242	563,630	24 工 事 請 負 費	△ 13,242
		2 雨水施設整備費	1,021,790	10,989	1,032,779	17 委 託 料	10,989

説 明	
事 業	備 考
	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★★ 以下、政策の事業
〔管きよ布設事業〕 △ 13,242 24 工事請負費 舗装復旧工事費(社会資本整備総合 交付金事業)	〈特定財源〉 国 △18,690千円 補正後179,840,000円×1/2－補正前217,220,000円×1/2 地 6,100千円 〔社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)〕 補正後(179,840,000円－89,920,000円)×90% －補正前(217,220,000円－108,610,000円)×90% 〔単市事業〕 補正後(502,610,000円－179,840,000円)×95% －補正前(515,852,000円－217,220,000円)×95% 補正後54,264,000円－補正前67,506,000円
〔雨水貯留施設整備事業〕	(財源更正) 〈特定財源〉 国 △101,400千円 補正後341,000,000円×1/2－補正前543,800,000円×1/2 地 101,400千円 〔社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)〕 補正後(341,000,000円－170,500,000円)×100% －補正前(543,800,000円－271,900,000円)×100% 〔単市事業〕 補正後(1,021,779,000円－341,000,000円)×100% －補正前(1,021,779,000円－543,800,000円)×100%
〔下水道施設(雨水)整備事業〕 10,989 17 委託料 下水道施設調査委託料(大規模下水道 管路特別重点調査等事業)	〈特定財源〉 国 4,080千円 8,160,000円×1/2 地 6,900千円 〔大規模下水道管路特別重点調査等事業〕 (10,989,000円－4,080,000円)×100% そ 9千円 一般会計負担金(雨水) 大規模下水道管路特別重点調査等事業 下水道施設調査委託料 1式

令和 7 年報告第 6 号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年5月21日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|-------------------------------|
| 1 | 事故発見日 | 令和6年6月4日（火） |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市高屋町旭 |
| 3 | 市側 | 土木課 |
| 4 | 相手方 | 市内在住 |
| 5 | 事故の概要 | 側溝の目地切れで生じた漏水により、外構等を破損させたもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 0円
相手方 金 495,000円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 100%
相手方 0% |
| 8 | 損害賠償額 | 修繕費 金 495,000円 |

(参 考)

事故現場説明図（江南市高屋町旭）

令和 7 年報告第 7 号

令和 6 年度江南市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定に基づき、
別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

令和 6 年度江南市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和 6 年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度 通 次 繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国 県 支出金	地方債	その他
3 民生費	1 社会 福祉費	障害者福祉システム 改 修 事 業	3,712,000	1,311,000		1,311,000	1,310,100	900	900				900
8 土木費	3 河川費	雨水貯留施設整備事業	120,516,000	48,437,000	33,000	48,470,000	48,307,000	163,000	163,000	163,000			
合 計			124,228,000	49,748,000	33,000	49,781,000	49,617,100	163,900	163,900	163,000			900

(参考)

令和6年度江南市一般会計継続費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	継続費予算現額				契約額等	当該年度執行額	翌年度繰越額
			予算計上額		通次繰越額				
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉システム 改修事業	令和 6 年度	委託料	1,311,000		1,310,100	1,310,100	900
				計	1,311,000		1,310,100	1,310,100	900
			令和 7 年度	委託料	2,401,000	900	2,400,200		
				計	2,401,000	900	2,400,200		
			計	3,712,000		3,710,300			
8 土木費	3 河川費	雨水貯留施設整備事業	令和 5 年度	委託料	19,822,000		19,789,000	19,789,000	33,000
				計	19,822,000		19,789,000	19,789,000	33,000
			令和 6 年度	委託料	48,437,000	33,000	48,307,000	48,307,000	163,000
				計	48,437,000	33,000	48,307,000	48,307,000	163,000
			令和 7 年度	委託料	52,257,000	163,000	50,418,000		
				計	52,257,000	163,000	50,418,000		
			計	120,516,000		118,514,000			
合 計					124,228,000		122,224,300		

令和 7 年報告第 8 号

令和 6 年度江南市下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年 度 通次繰越額	翌年度通次繰越額 に係る財源内訳		翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額
				予 算 計 上 額	前年度 通 次 繰越額	計				企業債	他会計 負担金	
1 下水道 事業費用	1 営 業 費 用	内 水 浸 水 想 定 区 域 図 整 備 事 業	47,894,000	34,375,000		34,375,000	31,704,270	2,670,730	2,670,730		2,670,730	0
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	雨水貯留施設 整 備 事 業	729,470,000	249,498,000		249,498,000	224,897,000	24,601,000	24,601,000	24,600,000	1,000	0
合 計			777,364,000	283,873,000		283,873,000	256,601,270	27,271,730	27,271,730	24,600,000	2,671,730	0

(参考)
令和6年度江南市下水道事業会計継続費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	継続費予算現額				契約額等	当該年度執行額	翌年度繰越額
			予算計上額		通次繰越額				
1 下水道事業費	1 営業費用	内水浸水区域 想定整備事業	令和6年度	委託料	34,375,000		31,704,270	31,704,270	2,670,730
			令和7年度	委託料	13,519,000	2,670,730	11,195,730		
			計		47,894,000		42,900,000		
1 資本的支出	1 建設費	雨水貯留施設 整備事業	令和6年度	工事請負費	249,498,000		249,498,000	224,897,000	24,601,000
			令和7年度	工事請負費	479,972,000	24,601,000	339,002,000		
			計		729,470,000		588,500,000		
合 計					777,364,000		631,400,000		

令和 7 年報告第 9 号

令和 6 年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、
別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
3 民生費	2 児童福祉費	保育園改修（空調設備）事業	62,106,000	35,013,000		地 31,100,000	3,913,000
		保育園（（仮称）宮田東・藤里統合保育園） 整備事業	29,777,000	10,605,376		地 7,200,000	3,405,376
	3 生活保護費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業 （非課税分）	328,279,000	99,255,128		国 99,255,128	
8 土木費	4 都市計画費	交通結節点整備事業（布袋駅東地区）	13,138,000	13,136,449			13,136,449
		布袋駅付近鉄道高架化整備事業	2,653,000	2,652,650			2,652,650
		街路事業促進事業	7,480,000	7,480,000			7,480,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
9 消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	97,187,000	96,550,400	そ 21,797,000	国 地 18,516,000 37,100,000	19,137,400
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業	4,081,000	1,449,624			1,449,624
		学校施設改修（ＬＥＤ化）事業（小学校）	102,300,000	102,300,000		国 地 29,886,000 59,600,000	12,814,000
		学校施設空調設備整備事業（小学校）	21,890,000	17,600,000		地 17,600,000	
	3 中学校費	学校施設改修（ＬＥＤ化）事業（中学校）	130,944,000	130,944,000		国 地 38,376,000 76,500,000	16,068,000
		学校施設空調設備整備事業（中学校）	10,945,000	8,800,000		地 8,800,000	
合 計			810,780,000	525,786,627	21,797,000	423,933,128	80,056,499

(参考)
令和6年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	繰越明許費 予算額	翌年度繰越額
3 民生費	2 児童福祉費	保育園改修（空調設備）事業	委託料	2,277,000	2,200,000	0	2,277,000	2,200,000
			工事請負費	59,829,000	54,153,000	21,340,000	59,829,000	32,813,000
			計	62,106,000	56,353,000	21,340,000	62,106,000	35,013,000
		保育園（（仮称）宮田東・藤里統合保育園） 整備事業	委託料	29,777,000	15,145,376	4,540,000	29,777,000	10,605,376
			計	29,777,000	15,145,376	4,540,000	29,777,000	10,605,376
	3 生活保護費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業 （非課税分）	職員手当等	480,000	480,000	344,551	480,000	135,449
			需用費	501,000	499,324	452,980	501,000	46,344
			役務費	8,421,000	8,421,000	3,394,040	8,421,000	5,026,960
			委託料	5,676,000	5,676,000	0	5,676,000	5,676,000
			使用料及び賃借料	601,000	601,000	260,625	601,000	340,375
			負担金、補助及び交付金	312,600,000	312,600,000	224,570,000	312,600,000	88,030,000
			計	328,279,000	328,277,324	229,022,196	328,279,000	99,255,128
8 土木費	4 都市計画費	交通結節点整備事業（布袋駅東地区）	需用費	32,000	12,000	2,000	10,000	10,000
			役務費	2,000	900	600	1,000	300
			委託料	785,000	722,885	417,736	306,000	305,149
			公有財産購入費	18,134,000	18,133,048	6,112,048	12,021,000	12,021,000
			補償、補填及び賠償金	39,074,000	35,256,269	34,456,269	800,000	800,000
			計	58,027,000	54,125,102	40,988,653	13,138,000	13,136,449
		布袋駅付近鉄道高架化整備事業	負担金、補助及び交付金	9,543,000	6,303,672	3,651,022	2,653,000	2,652,650
			計	9,543,000	6,303,672	3,651,022	2,653,000	2,652,650
		街路事業促進事業	委託料	8,085,000	7,480,000	0	7,480,000	7,480,000
			計	8,085,000	7,480,000	0	7,480,000	7,480,000

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	繰越明許費 予算額	翌年度繰越額
9 消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	旅費	267,000	267,000	0	267,000	267,000
			役務費	393,000	391,433	84,433	307,000	307,000
			備品購入費	97,436,000	95,737,400	0	96,374,000	95,737,400
			公課費	272,000	271,800	32,800	239,000	239,000
			計	98,368,000	96,667,633	117,233	97,187,000	96,550,400
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業	委託料	4,081,000	2,069,624	620,000	4,081,000	1,449,624
			計	4,081,000	2,069,624	620,000	4,081,000	1,449,624
		学校施設改修（ＬＥＤ化）事業（小学校）	工事請負費	102,300,000	102,300,000	0	102,300,000	102,300,000
			計	102,300,000	102,300,000	0	102,300,000	102,300,000
		学校施設空調設備整備事業（小学校）	委託料	21,890,000	17,600,000	0	21,890,000	17,600,000
			計	21,890,000	17,600,000	0	21,890,000	17,600,000
	3 中学校費	学校施設改修（ＬＥＤ化）事業（中学校）	工事請負費	130,944,000	130,944,000	0	130,944,000	130,944,000
			計	130,944,000	130,944,000	0	130,944,000	130,944,000
		学校施設空調設備整備事業（中学校）	委託料	10,945,000	8,800,000	0	10,945,000	8,800,000
			計	10,945,000	8,800,000	0	10,945,000	8,800,000
合 計				864,345,000	826,065,731	300,279,104	810,780,000	525,786,627

令和 7 年報告第 1 0 号

令和 6 年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購 入 限 度 額	説 明
						企業債	国庫支出金	当年度損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	〔管きょ布設事業〕 枝線管きょ布設工事 費（社会資本整備総 合交付金事業）	246,131,000	160,741,200	73,213,000	50,500,000	18,950,000	3,763,000	12,176,800	0	年度内に工事を完了す ることができなかった ため。
		〔管きょ布設事業〕 幹線管きょ布設工事 費（社会資本整備総 合交付金事業）	700,071,000	566,440,600	132,243,500	100,200,000	25,420,000	6,623,500	1,386,900	0	年度内に工事を完了す ることができなかった ため。
合計			946,202,000	727,181,800	205,456,500	150,700,000	44,370,000	10,386,500	13,563,700	0	

令和 7 年報告第 1 1 号

令和 7 年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

令和 7 年 度 江 南 市 土 地 開 発 公 社 予 算 書

令和 7 年度江南市土地開発公社予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度江南市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	2,003 千円
第 1 項 公有地取得事業収益	1 千円
第 2 項 附帯等事業収益	2,002 千円
第 2 款 事業外収益	21 千円
第 1 項 受取利息	1 千円
第 2 項 有価証券利息	20 千円

支 出

第 1 款 事業原価	1 千円
第 1 項 公有地取得事業原価	1 千円
第 2 款 販売費及び一般管理費	160 千円
第 1 項 販売費及び一般管理費	160 千円

令和7年度江南市土地開発公社予算実施計画書

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額
1. 事業収益			2,003
	1. 公有地取得 事業収益		1
		1. 公有用地売却収益	1
	2. 附帯等事業収益		2,002
		1. 保有土地賃貸等収益	2,002
2. 事業外収益			21
	1. 受取利息		1
		1. 受取利息	1
	2. 有価証券利息		20
		1. 有価証券利息	20

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額
1. 事業原価			1
	1. 公有地取得 事業原価		1
		1. 公有用地売却原価	1
2. 販売費及び 一般管理費			160
	1. 販売費及び 一般管理費		160
		1. 経費	160

令和 6 年度江南市土地開発公社予定損益計算書
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

(単位：千円)

1. 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	85,985	
(2) 附帯等事業収益	<u>350</u>	<u>86,335</u>
2. 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価 (事業総利益)	<u>85,985</u>	<u>85,985</u> 350
3. 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費 (事業利益)	<u>136</u>	<u>136</u> 214
4. 事業外収益		
(1) 受取利息	2	
(2) 有価証券利息	<u>20</u>	<u>22</u>
当期純利益		<u><u>236</u></u>

令和 6 年度江南市土地開発公社予定貸借対照表
(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	1,584	
(2) 公有用地	375,391	
(3) 代替地	<u>0</u>	
流動資産合計		<u>376,975</u>
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	<u>10,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000</u>
資産合計		<u><u>386,975</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 未払金	1	
(2) 短期借入金	<u>0</u>	
流動負債合計		<u>1</u>
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>374,311</u>	
固定負債合計		<u>374,311</u>
負債合計		<u><u>374,312</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000</u>	
資本金合計		<u>10,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,427	
(2) 当期純利益	<u>236</u>	
準備金合計		<u>2,663</u>
資本合計		<u>12,663</u>
負債・資本合計		<u><u>386,975</u></u>

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法
公有用地、代替地・・・個別法による原価法。

令和 7 年度江南市土地開発公社予定貸借対照表
(令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	3,448	
(2) 公有用地	375,391	
流動資産合計		<u>378,839</u>
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	<u>10,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000</u>
資産合計		<u><u>388,839</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 未払金	1	
(2) 短期借入金	<u>0</u>	
流動負債合計		<u>1</u>
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>374,311</u>	
固定負債合計		<u>374,311</u>
負債合計		<u><u>374,312</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000</u>	
資本金合計		<u>10,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,663	
(2) 当期純利益	<u>1,864</u>	
準備金合計		<u>4,527</u>
資本合計		<u><u>14,527</u></u>
負債・資本合計		<u><u>388,839</u></u>

令和 7 年度江南市土地開発公社予定公有用地等取得原価計算書

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

直接費

(1) 支払利息	0 千円
計	0 千円
当年度公有地取得原価	0 千円
前年度末未処分用地	375,391 千円
当年度用地売却原価	0 千円
当年度末未処分用地	375,391 千円

令和7年度江南市土地開発公社予算細目説明書

収益の収入及び支出

収 入

第1款 事業収益

第1項 公有地取得事業収益

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 公有用地 売却収益	1	85,986	△ 85,985	1. 公有用地 売却収益	1	

第2項 附帯等事業収益

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保有土地賃貸 等収益	2,002	350	1,652	1. 土地貸付 収益	2,002	電柱 1,500円×1本 砕石・砂利プラント及び陸砂 利原石堆積場 608,748円 (515㎡) 207,814円 (235㎡) 建設発生土堆積場 964,538円 (816㎡) 物流倉庫 219,970円 (155.26㎡)

第2款 事業外収益

第1項 受取利息

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 受取利息	1	1	0	1. 受取利息	1	普通預金利子

第2項 有価証券利息

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 有価証券利息	20	20	0	1. 有価証券 利息	20	岡山県平成28年度第2回公募公 債利息 (R9.3.31満期)

支 出

第1款 事業原価

第1項 公有地取得事業原価

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 公有用地 売却原価	1	85,986	△ 85,985	1. 公有用地 売却原価	1	

第2款 販売費及び一般管理費

第1項 販売費及び一般管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 経費	160	161	△ 1	1. 報酬	18	監事報酬 5,700円×3回
				8. 旅費	6	普通旅費
				10. 需用費	10	消耗品費 5 印刷製本費 5
				12. 役務費	1	残高証明発行手数料 1
				26. 公租公課	125	法人県民税均等割 21 法人市民税均等割 50 固定資産税 54

令和 7 年度江南市土地開発公社資金計画書

(単位：千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受 入 資 金	87,705	3,608	△ 84,097
公有地取得事業収益	85,985	1	△ 85,984
附帯等事業収益	350	2,002	1,652
事業外収益	22	21	△ 1
借入金	0	0	0
前年度繰越金	1,348	1,584	236
支 払 資 金	86,121	160	△ 85,961
販売費及び一般管理費	136	160	24
公有地取得事業費	0	0	0
借入金償還金	85,985	0	△ 85,985
差 引	1,584	3,448	1,864